

議案目次 その2

議案第2号	町長及び副町長の給与の減額に関する条例の制定について P	1
議案第3号	教育長の給与の減額に関する条例の制定について P	3

議案第2号

町長及び副町長の給与の減額に関する条例の制定について

町長及び副町長の給与の減額に関する条例を次のように定める。

平成26年3月28日提出

江差町長 濱谷 一 治

町長及び副町長の給与の減額に関する条例

平成26年4月1日から同年5月31日までの間における町長及び副町長の給料月額、江差町特別職の職員で常勤のもの、及び旅費に関する条例（昭和40年江差町条例第18号）附則第4項の規定にかかわらず、同項に規定する額から10パーセントに当たる額を減じて得た額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第3号

教育長の給与の減額に関する条例の制定について

教育長の給与の減額に関する条例を次のように定める。

平成26年3月28日提出

江差町長 濱谷 一 治

教育長の給与の減額に関する条例

平成26年4月1日から同年6月30日までの間における教育長の給料月額は、江差町教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和43年江差町条例第22号）附則第3項の規定にかかわらず、同項に規定する額から10パーセントに当たる額を減じて得た額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。